

○防衛省告示第二百十号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に
 伴う損失補償を行うべき期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十年十月二十四日

防衛大臣 浜田 靖一

漁船の操業を制限し、又は禁止した 区域の名称	損失補償を行うべき期間	損失補償申請書を提出すべき時期
六ヶ所対空射場水域 （青森県上北郡六ヶ所村地先） （平成二十年六月二十日防衛省告示 第三百三十八号）	平成二十年七月一日から同 年十一月五日まで	平成二十年十一月六日から平成二十 一年二月五日まで
東京都新島南方海面誘導飛しょう体 試射水域	平成二十年九月二十四日か ら同年十月三十日まで	平成二十年十月三十一日から平成二 十一年一月三十日まで

(東京都新島村地先)

(平成二十年九月十二日防衛省告示

第百七十七号)